

保護者 様

令和 5 年 3 月 23 日

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

このたび、現時点での最新の知見に基づき作成された文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023. 4. 1Ver. 9）が示されたことに伴い、これまでの本市における「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止とし、今後は、文部科学省のマニュアルに基づいた対応とします。

つきましては、令和 5 年 4 月 1 日以降の教育活動等における対応を以下のとおりとします。

記

1 学校生活における感染症対策

(1) 基本的な感染症対策の実施

- ・マスクの着用を求めないことを基本とします
- ・引き続き、マスクの着用が推奨される場面（混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等）では、児童生徒や教職員も着用を推奨します
- ・児童生徒の間隔を学級内で最大限の間隔を取れるように配席します
- ・一斉に大きな声で話す活動では、近距離で向かい合っでの発声を控えるとともに、対面式のグループワーク等では、大声での会話を控え少人数でのグループで実施します
- ・合唱等では、体の中心から前方 1 m 程度、左右 50 cm 程度を目安とした距離を確保します
- ・給食等の食事の際は、大声での会話は控えるとともに、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m 程度）を確保します

(2) 検温および出欠

- ・登校時は家庭での検温及び体調管理の徹底をお願いします
- ・本人に発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」となりますので、自宅での休養を徹底してください。なお、学校再開は症状が改善した翌日からとなります

2 教育活動

- ・校外から多人数を呼び込むような校内行事を実施する場合には、消毒など感染防止対策をとるとともに、触れ合わない程度の距離を確保し実施します。なお、保護者等においてもマスクの着用は求めないことを基本とします
- ・県外での活動は、受入先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ実施します

3 部活動

- ・部室やミーティング時の行動も含め感染症対策を徹底し実施します

4 その他

- ・マスクの着脱を強いることはありません
- ・感染の不安・心配がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします